

議案第 87 号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 15 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成 13 年さいたま市条例第 186 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保険料率等）</p> <p>第 3 条 <u>平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>29,280 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>29,280 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>38,064 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>58,559 円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>64,415 円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第</p>	<p>（保険料率等）</p> <p>第 3 条 <u>平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者（以下「第 1 号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>21,443 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>26,685 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>30,974 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>47,652 円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者 <u>52,417 円</u></p> <p>ア [略]</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第</p>

7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)

- (6) 次のいずれかに該当する者 76, 127円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 90, 767円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 99, 551円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。)

- (9) 次のいずれかに該当する者 114, 191円

ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

- (10) 次のいずれかに該当する者 122, 974円

ア 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 131,

7号イ若しくは第8号イに該当する者を除く。)

- (6) 次のいずれかに該当する者 61, 948円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ若しくは第8号イに該当する者を除く。)

- (7) 次のいずれかに該当する者 73, 861円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

- (8) 次のいずれかに該当する者 76, 243円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

- (9) 前各号のいずれにも該当しない者 85, 7

758円

- 2 保険料の額は、前項に規定する保険料率の100円未満を切り捨てた額とする。第5条の規定により算定された保険料の額に100円未満の端数があるときも、同様とする。

74円

- 2 保険料の額は、第1項に規定する保険料率の100円未満を切り捨てた額とする。第5条の規定により算定された保険料の額に100円未満の端数があるときも、同様とする。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)
- 2 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、この条例による改正後のさいたま市介護保険条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項の規定にかかわらず、3万5,136円とする。
- 3 前項の場合における改正後の条例第3条第2項及び第5条第3項の規定の適用については、改正後の条例第3条第2項中「前項」とあるのは「さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例(平成24年さいたま市条例第 号)附則第2項」と、「第5条」とあるのは「第5条(同条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、改正後の条例第5条第3項中「又は第6号口」とあるのは「若しくは第6号口又は附則第16条第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」と、「第6号まで」とあるのは「第6号まで又は附則第16条第2項」とする。
- 4 介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までにおける保険料率は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、4万9,776円とする。
- 5 前項の場合における改正後の条例第3条第2項及び第5条第3項の規定の適用については、改正後の条例第3条第2項中「前項」とあるのは「さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例(平成24年さいたま市条例第 号)附則第4項」と、「第5条」とあるのは「第5条(同条例附則第5項の規定により読み替えて適用す

る場合を含む。 ) 」と、改正後の条例第 5 条第 3 項中「又は第 6 号口」とあるのは「若しくは第 6 号口又は附則第 1 7 条第 2 項（同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。 ) 」と、「第 6 号まで」とあるのは「第 6 号まで又は附則第 1 7 条第 2 項」とする。

（経過措置）

- 6 改正後の条例第 3 条第 1 項及び附則第 2 項から前項までの規定は、平成 2 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 2 3 年度分までの保険料については、なお従前の例による。